

3 事業の具体的な内容を紹介します！

1 地域資源活用・地域連携推進支援事業

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組といったソフト事業を支援します。

ハード事業に係る支援である、地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）と併せて実施することや、地域資源活用・地域連携サポート事業による専門家派遣を活用することも可能です。

主な事業内容

次の①～④のいずれかに該当する取組について支援します。①～④のうち複数を組み合わせて実施することも可能です。

- ① 新商品開発・販路開拓の取組
- ② 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ③ 多様な地域資源を様々な分野で活用する取組
- ④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

※ ①～③の取組を行う場合のみ、ソフト支援の他に、取組に必要な設備・機器の導入が可能です。

この場合、ソフト事業の交付額を超えないこと等の要件があります。



農林水産物を利用した新商品開発



竹林を多分野で利用した観光事業



森林を利用したヒーリング事業

事業スキーム

事業実施主体

農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体です。

なお、上記の④の取組を行う場合のみ、**コンソーシアム**による実施も可能です。

事業期間

1年間または2年間

交付率

①～③の取組 1/2以内

④の取組 定額

いずれの場合についても国費上限額は500万円／事業実施期間

交付ルート

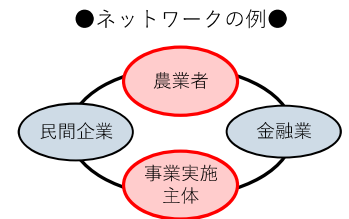
国 → 都道府県 → 事業実施主体

次ページにつづく

主な要件

事業実施主体の要件

- 事業実施主体が市町村等以外である場合は、**事業実施主体を含む3者以上**であって、**農林漁業者等を必ず含む**多様な事業者が**連携するネットワークを構築する又は構築することが確実**であること
- 事業実施主体が市町村である場合は、**市町村協議会※を設置し、かつ、市町村戦略を定めている**こと
- ※ 地域資源活用・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの等



地域要件

事業を行う場所は、農山漁村である必要があります。
 具体的には、次のいずれかの地域を含む必要があります。

	対象地域	備考
1	特定農山村地域	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づくもの
2	振興山村	山村振興法に基づくもの
3	過疎地域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づくもの
4	半島振興対策実施地域	半島振興法に基づくもの
5	離島振興対策実施地域	離島振興法に基づくもの
6	沖縄県	沖縄振興特別措置法に基づくもの
7	奄美群島	奄美群島振興開発特別措置法に基づくもの
8	小笠原諸島	小笠原諸島振興開発特別措置法に基づくもの
9	特別豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法に基づくもの
10	指定棚田地域	棚田地域振興法に基づくもの
11	急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）	旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法に基づくもの
12	中山間地域	「農林統計に用いる地域区分の制定について」によるもの
13	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づくもの
14	漁港の背後集落及び漁業センサスの対象となる漁業集落	漁港漁場整備法に基づくもの

成果目標と目標年度

成果目標 : 地域資源活用・地域連携の取組により、事業者の付加価値額及び売上高を増加させる目標を設定する必要があります。なお、④の取組については、上記の目標に代えて、研究の実施において定量的な成果を創出することを目標にすることができます。

※ 事業開始時に付加価値額及び売上高が0の場合は、目標年度までに付加価値額及び売上高を創出する目標を設定する必要があります。

目標年度 : 事業完了年度の翌々年度（事業開始年度から3～4年以内）

3 事業の具体的な内容を紹介します！

3 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における農業者等の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備を支援します。

主な事業内容

- ✓ 農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する新たな取組に必要な、農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。
- ✓ 再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、施設整備と一体的に設置する場合に支援が可能です。



農林水産物
処理加工施設



農家レストラン



太陽光発電設備
販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

事業スキーム

事業実施主体

農林漁業者団体、中小企業者※

※ 以下の①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要

- ① 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
- ② 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
- ③ 都道府県若しくは市町村が策定する戦略

POINT

六次産業化・地産地消法の認定事業者等に対する特例措置

- ・農業改良資金の償還期間・据置期間の延長
- ・農地転用に係る手続きの簡素化 等

交付率

交付対象経費の3/10以内、1/2以内※¹

いずれの場合についても国費上限額は原則1億円※²

※¹ 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」や地域資源・地域連携の取組に係る市町村戦略に基づき行う場合、障害者等の雇用を行う場合

※² BtoBの取組において取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準に対応する場合、上限額は2億円

事業期間

1年間

交付ルート

国 → 都道府県 → 事業実施主体